

第3部 金融検査・監督等

第11章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第10節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

2024 事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付件数は7,604件(前事務年度8,398件)となっており、そのうち6,220件が被害後の相談となっている。

相談者を年代別で見ると、年齢のわかるもののうち、60代以上が約38%、40代以下が約38%となっている。

II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、他省庁、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、被害防止のための取組として以下のような対応に取り組んでいる。

- ① 金融庁ウェブサイトや公式X（旧 Twitter）、リーフレット等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
- ③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局等との連携

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。

- ④ 「詐欺的な投資勧誘等に関する連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化